

# 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部改正(案)の概要

## 1 改正の趣旨

本市における景観地区の指定に伴い、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正し、景観地区内における行為の制限その他良好な景観の形成に関する必要な事項を定める予定です。

このことに伴い、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正し、景観地区内における諸手続に必要な申請書の様式、申請の適用除外その他必要な事項を定めます。

## 2 改正の内容

(1) 条例の一部改正に伴い、以下の事項を規則に追加します。

### ・申請書等の様式

景観地区内で申請が必要な行為の認定(許可)申請、添付図書等の手続に必要な申請書等の様式を定めます。

### ・違反措置処分の公示の方法

違反措置処分をした旨を公示する方法を定めます。

### ・工事現場における認定の表示方法

認定を受けたことについて、工作物の工事現場に表示する方法を定めます。

### ・申請の適用除外

文化財及び軽易な行為など、認定(許可)申請が適用除外となる事項を定めます。

### ・報告・立入検査の方法

市長が、工事主等に対して求めることができる報告の内容及び工事現場で行う立入検査の対象等を定めます。

### ・身分証明書の様式

立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定めます。

### ・図書の閲覧に関する規程

認定を受けた計画の概要書等の景観法で定める書類の閲覧について、閲覧の方法、閲覧場所等について定めます。

(2) 景観地区指定に係る条例の一部改正に伴い、景観地区保存対象物に関する規定を定めます。

## 3 施行期日

平成26年7月1日(予定)